【別添】

賃上げの実施を表明した企業等の技術提案書について

企業等が従業員への賃金引上げの実施を表明している場合は、「従業員への 賃金引上げ計画の表明書」(様式14)を提出するとともに、「競争参加資格確認 申請書及び技術提案書の提出について」(様式1-1から1-4)に、提出様式 を追記の上、提出する。(表明のない場合は追記不要)

なお、このことに伴う評価基準及び配点、賃上げ実施の表明の方法、賃上げ 実施の確認については以下のとおり。

○総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目における評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
賃上げの実績	賃上げの実 施を表明し た企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は 前年比で給与等受給者一人当たりの平均受 給額を3%以上増加させる旨、従業員に表 明していること【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は 前年比で給与総額を1.5%以上増加させる 旨、従業員に表明していること【中小企業 等】	○点(注)
		上記の内容に該当しない	0点

(2) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に様式14の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法 人税申告書別表1」を提出する。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

(3) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手

方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」別紙3又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」別紙4の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」別紙3の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月(様式14に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」別紙4の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上 げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
 - ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙5のとおりである。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること ※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に 賃上げが行われていること。
- ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく 当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公 認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認 することができる書類等とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとし、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。ただし、天災地変等やむをえない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(注)○点:加算点の10%の数値の小数点以下を切り捨てた整数とする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受 給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とするこ とを

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表面 書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してくださ い。

【中小企業等用】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与総額 を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表面 書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

令和 年 月 日 株式会社○○○ (住所を記載) 代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法 によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表氏名〇〇〇〇印給与又は経理担当者氏名〇〇〇〇印

(留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内 容が異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載を してください。

大企業:中小企業等以外の者をいう。

中小企業等:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況 説明書」を決算月(本表明書に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して 3ヶ月以内に契約担当官等に提出してください

また、暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに契約担当官等に提出してください。ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能です。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施 期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間 なお、上記書 類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の 第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類で あると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類 に代えることができます。

- 3 事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合 にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができます。
 - ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること ※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
- ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること (意図的に賃上げ 実施月を遅らせていないこと)
- ※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間 の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、 上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等となります。
- 4 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点を減点するものとします。
- 5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。
- 6 以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。
- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害 (火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が 一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など
- ※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

(別紙2の1) 【大企業用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
等平均受給額	等平均受給額	(2/1-1)		
1	2	×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書			
	「「10 主要科目」の (労務費+役員報酬+従業員給料)」÷「「4 「の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する			
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表			
【算出方法】「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷ 「人員」で算出した金額を前年と比較する				

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

・ 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3) 又は「給与所得の源泉徴収票等 の法定調書合計表」(別紙4) の写しを添付してください。 (別紙2の2) 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
総額 ①	総額 ②	(2/1-1)		
		×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書			
【算出方法】「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 で算出した給与総額を前年度と比較する				
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表			
【算出方法】「「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 で算出した給与総額を前年と比較する				

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日 株式会社○○○

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

・ 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3) 又は「給与所得の源泉徴収票等 の法定調書合計表」(別紙4) の写しを添付してください。

この用紙はとじこまないでください

務. 付

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

千円単位 で記載してください。

法人事業概況説明書

		を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出	
なお	屋号()	ては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添事 業 自 引	processing processing processing processing processing processing
人		年 度 至 平	promong promon
名	福祉/		有(自社ホームページアドレス)
法人番号	電話(一 ページの 有 無	
-	()業	2 支 (1)	(2) 国 内 子 会 社 の 数
1			A
事		子会 技。 海 所在地国1 従来 員数	会 并
業		の	社外子会社名称 出資 份
内	The second secon		取引金額(百万円) (2) 有 手数料 「元イヤル 投稿の 提稿 供
容		3 (1)	動の 出海 一
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	以取 ○ 毫 (
	(1) 常勤役員	(1) □ 有 (2) □ Windows □ Ma	ac Linux (1) 区 分 氏 名 代表者との関係
4 期	期	5 C	1
末	(注)	(2) P C の 財務 (2) 和 月 (1)	作
従	員の	利 (4) 会計ソフトの利用等 ○ 有	無 理 (2) 試算表の 作成状況 (2) 試算表の 作成状況 (2) は算時のみ
事	状況	(5) 会計ソフト名	(3) 源泉酸収
員	(単一計 □□□□	状 況 (6) メールソフト名	の 対象所得
等	位計のうち代表者家挟数	(7) データの保存先 クラ 小部 小部	
の状	◇ 計のうちアルバイト数	(1) 電子商取引 (1) 電子商取引 (1) 電子商取引 (1) 電子商取引 (1) 電子商取引 (1) 電子 商取引 (1) 電子 商工 (1) 電子 商取引 (1) 電子 商取引 (1) 電子 商取引 (1) 電子 商取引 (1) 電子 商工 (1) 電子 商工 (1) 電子 (1)	消
況	(2) 賃金の 定め方 日本	AB 売 (2) 販売チャネル 自社HP 自社HP	他社HP 税 式 〇 機 景 塩 ()
į.	(3) 社宅・寮 の有無	7 株主又は株式所有異動の有無	有 一無 9 役員又は役員報酬額の異動の有無 一有 一無
	※各科目の単位:千円 売 上 (収入)高	特	別損失
10	上記のうち兼業売上(収入)高	honorous lanarent honorous flavorous functional forcestable constability for the force of	引前当期損益
主	売上(収入)原価		産の部・合計負債の部合計+約資産の部合計)
要	売期首棚卸高	Total Annual Committee Com	現 金 預 金
科	原材料費(仕入高) 上 注2 労務費		受取手形 ※貸町川当金推除前 売掛金
目	原 ※福利厚生費等を除いてください		※貸倒引当金控除前、注3
	価 外 注 費	promong promong promong promong promong promong promong promong	棚卸資産(未成工事支出金)
	の期末棚卸高	townsend townsend townsend townsend townsend townsend townsend townsend townsend	貸付金
	大川川川川川川		※減価償却累計額控除後 機 極 姿 置
単	地代家賃		東
位	売上(収入)総利益	5	※減価償却累計額控除後
	短 員 報 酬 管 従 業 員 給 料	tonnessed tonional temperations formered temperations to temperation to temperate temperation	生地しいの部合計
	費		管産の部合計 - 純資産の部合計)
千	()	Invested becaused incorrections becaused becaused forested becaused becaused	支 払 手 形
円	う滅価償却費 ち 地 代 家 賃		(注3)
_	営業損益	formed homeond learness from the formed from t	その他借入金
	特別利益	和	資産の部合計
注4			資産の総合計-負債の総合計)
賃借料		支払利息	仮受金

(1)の有・売上橋に該当がある場合
 渡送楽においては迭料費、金融楽・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
 金融楽・保険代理等においては、売告金橋には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
 「11代表者に対する報酬等の金額」の各橋は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

┗ [18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

	-						_						
	(1)	(兼美	美種目)		(兼業割	合) %							
٠.	兼						13						*:
12	(1) 兼業の				,		13		•		• 4	:	
	状						主						
l	状況												
事	\vdash	<u> </u>		*			な				* *	,	-
I.	(2)				N .		設						
Ĭ	事												
業	業内						備						
	内						等						4.
形	容						``				**		
1719	1 4						の					•	
	特					***	状						
態	異性						-						-
	性						況						
1	(3)売	上区分	現金売上	% 掛 売	5上 %	5						'
-	╁			グェルー		4	╄	(1)	-				<u>_</u>
14	売	上	締切日		決済日		16	(1)氏 名				<u> </u>	
済	仕	- 入	締切日		決済日		税	(2) 事務所所在地	1				
等	州	上注 費			決済日		生	(3) 電話番号					
14決済日等の状況	/ [税理士の関与状況	C HIHI 7	+	~ <i>//</i>		· 人 (公か) ·	24 TU =#
況	給	料			支給日		関	*	申告書	//作成	調査立		務相談
15			帳 簿	書 類	の 名	称	大	(4) 関与状況	. ○ 決算書	が成	◯伝票の整	理 一補助	薄の記帳
			•				況		〇 総勘分	 2元帳	の記帳	源泉徴収関	係事務
帳簿				*			-						
類						<u> </u>	17						
				-			加入組合等	(役職名)	1				
の備					٠.		組						
							合	(役職名)					
付北					* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		1 3	(X-184-11)	,	mata	HB #	- 55-45	
状況							の状況	営業時間		時	閉心	時	
꺄	1	100				the state of the s	1:0			- n \	777 -		
				•			<i>"</i> L	定 休日	毎週(毎	[月]	曜日	(日)
	1 _		売 上(収	入)金額	仕 入	金額	+			T		(· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	月	別	売 上(収	入)金額	<u></u> 仕 入	金額	+	定 休 日 	人件費		源泉徴収		従事
10	-	別	売 上(収			1 .	1		人件費				従事 員数
18	-	別月				1 .	1	外注費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
18 月	-	別				1 .	1	外注費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月		月月月				T	1	水 注 費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月別		月月月月	千円			T	1	水 注 費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月月		月月月月月月月				T	1	水 注 費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月別の		月月月月	千円			T	1	水 注 費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月別の売		月月月月月月	千円			T	1	水 注 費	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月別の		別月月月月月月月	千円			T	1	外注費 千円	人件費		源泉徴収 税 額		従事 員数
月別の売上		別月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費		源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高		別月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費		源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上		別月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費		源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等		別月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費		源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等の		別月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費		源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等		別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等の状		別月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等の		別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等の状	This	別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	千円	従事 員数
月別の売上高等の状況	iù y	別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	子 四	従事 員数
月別の売上高等の状況	iù y	別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	子 四	従事 員数
月別の売上高等の状況	iù y	別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	子 四	従事 員数
月別の売上高等の状況	iù y	別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	子 四	従事 員数
月別の売上高等の状況	This	別月月月月月月月月月月月	千円			马 千匹	1	外注費 千円	人件費	FH .	源泉徴収 税 額	子 四	従事 員数

令和	原泉徴収	票等の	法定調	書合計		FE() 1 0	
(所得稅法施行規則別表第 5 (8) 令和 年 月	日提出	25)、5 (26)、6 (1) 及び	6 (2)関係)	署番号			
グ 受付印 へ	習長 殿 調	書の提出区 規=1 追加=2	X 分 提 1 出 媒 体	給与 2 退場		4 使用	5 譲受	6 幹旋
所 在 地 電話 (Cフリガナ) 氏名又は		正=3 無効=4 フリガナ)	[]				本店等	
名	載してください。作成	成担当者					一括提出	翌年以降 送 付
法A番号(注) (フリガナ) 代表者		成税理士名		STATE OF STATE OF			100 TO 10	番号
	徴 収 票	[合	計表(375))			
分人員左のうち、源泉徴収税額のない	者 支 人	#4			瀬 泉	微	収税	## :
5. 丙樓適用 労務者の資金 微 収 票				FI FI				円円
徴収票 jr 2 to 0 jr 2 to 0	(摘要))					1	
	徴 収 票	全	計表(316) 泉 敞	収 税	30		
手 当 等			H H],		(摘 要)	
3 報酬、料金、契約金及び賞	金の支払	払調 書 台	合計表 (309)				
区 分 個 人 (稿料、講演料等の (個別は料金(1号該当)	1人以外	Α	支 払	金 額	H	源泉	攻 収 税	額門
R 簡 ス は 付 並 (1 5 減 3)		Α			В			円 1
株		λ			P P			円
及酬又は料金(4号該当)		A.			P			H :
ステス等の 最間又は料金(6号該当)		λ			Pl Pl			
名 金 (7号該当)		λ			Ħ			円 1
集 人 実		\ \[\]						
5 ち、支払調書を提出するもの	払金額	源	泉徴収税額	(摘 要)	h III			H
をする内国法人に対する賞金	予 税 · 簡	10						
収猶予したもの	表 (313)		不動産等の見	た買又は貸付け	のあっせん手	数料の支払	調書合計表	(314)
分 人 員 支 払 料等の総額 人	金 額	H (A)	分し手数料の総額		1	支 払	金	額門
5ち、支払調書 出するもの 変)		円 ⑧ ⑥のう を提出 (摘 要	ち、支払調書 出するもの					Ħ
5 不動産笙の譲巫けの計庫の士り調査へ到	表 (376)		通信日付印	確認				身元
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計 分 人 員 支 払 の対論の総額	金 額	円	man (M. Ind. 1.3) FTP	, BO	提	出年月		確認
ち、支払調査 出するもの		刑 税務署 整理權			Z Z		分	
要)		T			ABC	DE	FIGIH	

F E O 1 O 4

令和 □□ 年分 給与所得の源泉徴	収票等の法定調書合計表
1 7	((25)、5 (26)、6 (1)及び 6 (2)関係) 署番号 マ 成
令和 年 月 日提出 税務署 税務署長 殿	事業種目
住所又は	調書の提出区分
提 所 在 地 電話 -)	新規=1 追加=2
氏名又は出名。本	本 店 等 翌年以降 分後 一括提出 送 付 提出
四人番号 又は 法人番号は複写されません	T
者 (7リガナ) 代表者	作成税理士
<u></u>	電話()
1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 区 分 人 員 たのうち、源泉徴収税額のない者 支	票 合 計 表 (375)
	<u> </u>
の日屋分務者の賃金	
源泉 徴収票 を提出するもの 災害 減 免 法 人	要)
(記より徴収) (新予したもの) () () () () () () () () () (
2 退職所得の源泉徴収 区分 人 頁 支 払 金	要) 要) 要 合 計 表 (316) 第 角 計 表 (316) 第 項 数 収 促 額 (摘 要) 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
温齢手当等	
(の)ち、 激泉教育票 (上)	
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支	支払調書合計表 (309)
所稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	が
税 弁護士、税理士等の 法 報酬又は料金(2号該当)	カ
第 204 診 療 報 酬 (3号該当)	A 用 用 A X A A A A A A A A A A A A A A A
に 職業野球選手 騎手,外交貨等の 規 報酬 又は料金 (4号該当)	
す 報酬又は料金(5号該当)	
翻 報酬又は料金(6号該当)	
(1) 契約 金(7号該当) (2) 数 金(8号該当)	
(A) (B) (A) (A) (B) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
(B) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	
区分/件数 支払金 ⑥のうち、所得税法第174条第10号 #	類 類 数 収 税 額 (摘 要) だ さ
に規定する内国法人に対する賞金 災害減免法により ・ 日	\(\lambda_1\)
徴収猶予したもの	
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (31	区分人員支払金額
使用料等の総額	あっせん手数科の疑題
②のうち、支払調審	図のうち支払調告 を提出するもの
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (37 区分 人 負 支 払 企 類	<u>'6)</u>
② 譲受けの対価の総額	

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「**⑧源泉徴収票を提出するもの**」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
 - (2) 「**② ②のうち、源泉徴収票を提出するもの**」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
 - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
- (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
- (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「②計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「②のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金**」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**@ @のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要 しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「**②譲受けの対価の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い 生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - **イ** 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。) を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額**」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (中) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

賃上げ実績の確認に係る提出書類等

1 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、 「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる 書類であると認められる」ことが明記された書面(別紙様式6)又は (別紙様式7)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合に は、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書 類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所 定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切 に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可 能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を 踏まえて判断することも可能とする。

【具体的な場合の例】

○ 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や

所定内賃金などにより評価する

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで 給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への 支給額で給与総額等を評価する。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額 等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や 介護休暇の取得者等、給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額 等を評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの 適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合につい ては、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従 事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等 に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、この ような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価 する。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な 雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価す る。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映 できない場合は、これを除いて評価する。
- ・ 令和○年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和○年度中 に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間 の賃上げ実績を評価する。
- ・ 事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の 賃上げ実績を評価することができる。

- ・ ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。
- ※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
- ・ ②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。)
 - ※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、当該評価期間の終了月の末日から3ヶ月以内となる。
- ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるも のではない。

(別紙様式6) (第三者が賃上げを認めたことを確認し作成)

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和○年度(令和○年○月○日から令和○年 ○月○日までの○○株式会社の事業年度)(又は○年)において、令和 ○年○月○日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げ を実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する一方、○人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度○%増加が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は○%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は○%の増加にとどまったものの、基本給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000

(別紙様式7)

(事業者が基本的な体裁を作成し、第三者は計誤り等がないことを確認したこと (署名等)のみ記載)

賃金引上げ計画の達成について

当社は、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社の事業年度)(又は〇年)において、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実行したものと考えております。

この点について、計算の基礎となる添付資料及び計算過程を添付 書類の通り提出します。

令和○年○月○日

(住所)

(法人名) 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000

上記添付書類により本書類に記載する賃上げ率等が算出される ことについて、その計算の基礎となる帳簿その他の資料との不一 致や計算誤りがない旨を確認しました。

令和○年○月○日

(住所)

(公認会計士等の氏名)

※ 上記は記載例であり、ここに記載されている例に限定されるものではありません。